

大通達甲（刑企）第24号
平成24年6月15日

簿冊名	本部	例規（1年）
	学校・署	例 規
保存期間	本部	1 年
	学校・署	常 用

本部各課・所・隊・室長
警 察 学 校 長 殿
各 警 察 署 長

刑 事 部 長

公訴時効が廃止された罪に係る事件に関する検察官への連絡及び送致について（通達）

平成22年4月27日、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成22年法律第26号）が施行され、重要凶悪事件の公訴時効が廃止又は延長された。これに伴い、公訴時効が廃止された罪に係る事件については、捜査期間が長期化し、検察官への検挙等の連絡までに相当の期間が経過するおそれがあることから、将来の立証に備え、捜査経過に関する連絡を行うなど、検察官との連絡を密にする必要がある。また、公訴時効が廃止された罪に係る事件であっても、今般の法改正の趣旨を踏まえた上で、検察官への適時の送致を検討する必要がある。

そこで、公訴時効が廃止された罪に係る事件に関する検察官への連絡及び送致について、下記のとおり定めたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 長期未解決事件に関する検察官への連絡方法等

公訴時効が廃止された罪に係る事件のうち長期未解決のものに関しては、相当期間が経過する前に検察官への連絡を行う必要があるが、その際、次の点に留意すること。

(1) 捜査の経過等に関する定期連絡

公訴時効が廃止された罪に係る事件のうち検察官との定期連絡の対象となる長期未解決事件（以下「対象事件」という。）は、事件の態様その他の事情に照らし個別に判断することとなるが、「公訴時効の廃止・延長に伴う重要凶悪事件に対する捜査の徹底について」（平成24年2月3日付け大通達甲（捜一）第3号ほか）1(3)を踏まえ、事件認知後5年が経過したものについては、一律に対象とすること。

対象事件の捜査主任官は、警察本部長又は警察署長の指揮を受け、刑事部刑事企画課長を通じて、少なくとも1年に1回、大分地方検察庁の窓口となる検察官に対し、捜査の経過その他参考となるべき事項を連絡すること。

(2) 証拠品の処分に関する連絡

ア 前記(1)の連絡のほか、対象事件の捜査主任官は、必要に応じて刑事部刑事企画課長を通じて、大分地方検察庁の窓口となる検察官に対し、証拠品の処分に関する事項を連絡すること。その際、将来の立証に支障が生じないよう留意すること。

イ 連絡の時期については、個別の事件ごとに判断することとなるが、「公訴時効の廃止

・延長に伴う重要凶悪事件に対する捜査の徹底について」1(3)において指示したとおり、公訴時効が廃止された罪に係る捜査本部設置事件に関し、一定の時期に専従捜査員を一定期間配置して捜査を徹底することとされているところ、その際に個々の証拠品の価値の再吟味等も行われるものと考えられるため、このような機会に併せて前記連絡を行うことも検討すること。

2 未検挙事件の送致

(1) 未検挙事件の送致の検討

公訴時効が廃止された罪に係る事件については、被疑者を検挙するまで、一切、事件を検察官へ送致することができないものではない。個別具体的な事情に照らし、次に掲げる要件のいずれかに該当し、警察として捜査を尽くしたと認められる事件については、検察官への送致を検討すること。この場合においては、公訴時効廃止に係る法改正の趣旨を十分に踏まえるとともに、検察官との緊密な連携を図ること。

ア 犯罪の時から長期間が経過して被疑者が死亡している蓋然性が高いと認められるに至ったこと。

なお、日本人の平均寿命を踏まえると、人は100歳に達したと認められるときには死亡している蓋然性が高いと考えられることから、「被疑者が死亡している蓋然性が高いと認められるに至った」場合とは、通常は被疑者が100歳に達したと認められるときとする。したがって、例えば、指紋等から被疑者が特定されており、その年齢が犯行時50歳であった場合は、犯行時から50年が経過したときとなる。また、被疑者の年齢が不明である場合は、被疑者は犯行時20歳であったものとみなすこととし、犯行時から80年が経過したときに被疑者が100歳に達し死亡している蓋然性が高いと認められるに至ったとする。

イ 犯罪の時から30年を超え、更に相当期間捜査を尽くしたが、被疑者の特定につながる客観的証拠が得られず、情報収集に努めるも新たな情報が得られる見込みがない状態にあるなど、捜査資源の適正配分の観点から送致に妥当性が認められ、かつ、送致することが被害者遺族の処罰感情に反しないと判断されること。

(2) 事件送致における遺族への適切な説明

公訴時効の見直しの背景として、近時、被害者遺族を中心に、殺人等の人を死亡させた犯罪については、時間の経過による処罰感情の希薄化等、公訴時効制度の趣旨が必ずしも当てはまらなくなっているとの指摘がなされたことを踏まえ、事件送致する場合には、被害者遺族のこのような心情に配慮し、適切な説明を行うこと。

(3) 事件送致後の捜査

前記(1)により、事件を送致した場合であっても、なお常に当該事件に関する新たな証拠の収集及び参考となるべき事項の発見に努めること。また、事件送致後、被疑者の特定につながる新たな証拠が明らかになった場合などには、改めて捜査体制を整え、事件の解決に努めること。

(刑事企画課指導係)

